

## 社会福祉法人杏林福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杏林福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

(理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、その報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、その報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円

3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、その報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員選任解任委員会出席報酬等	5,000円

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費(実費)を支払うことができる。

(改正)

第5条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。